

再意見書

経企第 13 - 0067 号

平成 13 年 6 月 22 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-8508

とうきょうとちゅうおうくはつちようぼり ちょうめ ばん ごう
住 所 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号

にっぽんで れ こ む かぶしきがいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう むら かみ はる お
代表取締役社長 村上 春雄

メールアドレス myoshino@japan-telecom.co.jp
(担当：経営企画部 吉野)

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続き規則第 2 条の規定により、平成 13 年 5 月 18 日付け情審通第 103 号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

原文中の下線については、弊社にて記入いたしました。

第 章 新たな接続料の導入

第 1 節 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非

3 考え方

(1) 事業者により異なる接続料の設定

【NTT地域会社殿意見 (P . 1) 】

○平成12年度から、電話・ISDNの接続料金モデルに基づいた長期増分費用方式 (L R I C) が導入されているところですが、L R I Cによる接続料金では実際に発生する費用が未回収となるという問題があります。現在平成14年度見直しに向けてモデルの見直し作業中ではありますが、企業として最大限の効率化に努めてもなおコストの未回収が発生するような接続料水準とすることは経営上大きな問題があると考えております。なお、米国においてはL R I C方式の適用は接続料金を払い合う市内通信会社間に限定されております。更に、現在連邦最高裁において仮想的なモデルによるL R I C方式が通信法に照らして違法かどうか係争中であり、日本においては、優先接続も市内料金まで導入されていることと合わせて接続料金の値下げに伴って市内料金の値下げ競争が激化しており、接続料金の未回収に加えて、ユーザ料金の値下げ競争によっても財務的に大きな影響が発生しております。

【弊社意見】

- ・ 米国においては、州際通信と州内通信における規制機関が制度上明確に異なる等の事情があり、また、アクセスチャージについては、ローカルネットワークコストの一部を補填してきた歴史的経緯により、ユニバーサルサービスコストとのセットでの議論が行われてきました。
- ・ 米国では日本とは異なる制約があるため、単純な比較は行えないものと考えております。また、長期増分費用方式は米国だけでなく、英国・オランダ・カナダ・香港等でも導入されており、米国の制度のみとの比較は適切ではないものと考えております。

【NTT地域会社殿意見（P.1）】

○また、これまで電話・ISDNネットワークは全国一体的に構築して、ユニバーサルサービスの維持などの社会的な要請にも配慮し、接続料金やユーザ料金は基本的に全国一律料金を維持してきたものであります。接続料金を東西別料金とした場合には、結果として各社のユーザ料金にも東西別接続料金格差が反映されたものになると想定されることから、競争への影響、LRICモデルにおけるNTSコストの扱い方、現在検討中のユニバーサルサービス基金等の導入方法、更にユーザ料金の東西格差の社会的受容性等についても、総合的かつ慎重な検討が必要であると考えます。

【C&W IDC殿意見（P.3）】

平成14年度以降については、東西NTTはコストの差異に基づき各々異なる接続料を設定すべきとの貴審議会のご見解につきましては、弊社といたしましても当然のことと考えておりますが、東西NTTが各々異なる接続料を設定する場合、設定される料金額につき両社間で事前の連絡がなされないことやコスト情報等を互いに開示しないことが情報面において他事業者との公平さを担保するために極めて重要と考えます。

【弊社意見】

- ・ C&W IDC殿意見に賛同します。
- ・ NTTの東西への分割はヤードスティック競争による東西間の競争の実現を目的としたものであり、競争によってユーザ料金が低下しユーザにメリットが生じるのであれば、ある程度の東西間の料金の差は許容できるものと考えます。むしろ、接続料金が同一に設定されることは、料金額について両者間で事前の連絡やコスト情報の相互の開示が行われていることを意味し、NTT再編の趣旨に反するものと考えます。
- ・ また、このことはNTT再編で意図したNTT東西地域会社間の相互参入が起これないことを意味し、結果的にNTT地域会社間のヤードスティック競争が機能しないものと考えます。

(2) 光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定

【 N T T 地域会社殿意見 (P . 2) 】

- 従って、当社においてもサービスベースあるいは設備ベースの競争に対応でき、かつ、設備投資のインセンティブが損なわれないことがないよう、本来は光ファイバ設備を指定電気通信設備の対象外であると現在も考えており、また、高速サービスのユーザ料金や光ファイバ設備の接続料金は地域別等柔軟に設定できるスキームとすべきと考えます。

【 K D D I 殿意見 (P . 2) 】

- 将来需要を見込む他、光ファイバの構築は、新たに土木設備を設けるのではなく、既存設備を有効利用し、構築されていることから、管路等の投資コストの光ファイバ接続料への反映については、必要最低限にする必要があると考えます。

【 在日米国大使館殿意見 】

新規参入者と競争するために、N T T 東西は小売料金も地域別提供が可能でなければ地域別卸料金に対し反対するかもしれません。しかしながら、既存事業者の広範囲な総収入ベースを鑑みると、地域別卸料金は経済的に可能で、平均化された小売料金と必ずしも相容れないものではないはずです。日本の 99% のローカルループが N T T 東西の支配下にある中、競争が現れうるための政策は不公平さを主張する既存事業者の意見より優先されるべきなのです。同様に、不均一化されたユニバーサル・サービスの卸料金へのいかなる影響も、競合事業者が地域別卸料金から恩恵を受けることにより、既存事業者が大幅に市場シェアを失ったと示されるまでは考慮に入れるべきではないのです。

【 弊社意見 】

- ・ K D D I 殿及び在日米国大使館殿意見に賛同いたします。
- ・ 光ファイバの構築は完全な競争状態で行われているものではなく、N T T 東西地域会社は管路・電柱等の既存土木設備を活用して構築していることから、N T T 東西地域会社の光ファイバ設備が指定電気通信設備であることは適当であり、またその投資コストは必要最小限であるべきと考えます。
- ・ そもそも、ユーザへの光ファイバによるサービス提供のほとんどを N T T 東西地域会社が独占している現状にあっては、総収入ベースから考えると、地域別接続料の設定が、必ずしも地域別ユーザ料金の設定にはつながらないと考えます。
- ・ 仮に地域別ユーザ料金及び接続料を設定する場合には、地域別のコスト構造、ユーザ料金と接続料 + 小売コストの関係を明確化することが前提であると考えます。

第3節 公衆網への事業者向け割引料金の導入

3 考え方

(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲

【NTT地域会社殿意見 (P. 3)】

- 加入者回線（電話等基本料）に事業者向け割引料金を導入する場合には、事住別・究極別の効用料金体系を十分考慮する必要がある他、ユニバーサルサービス基金の導入方法や競争状況を見極め、慎重に検討する必要があります。
- 電話・ISDNの市内通話等については、長期増分費用方式による接続料の低廉化とマイラインの導入を契機とする値下げ競争が激化している現状を踏まえる必要があると考えます。当社としては、現在の通話料については、利用者料金の価格が熾烈な競争下で決定されていること、利用者はサービス提供事業者を容易に選択可能であること、一方で電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること、等の現状において、さらに公衆網のキャリアズレートを追加コスト等をかけてまで導入する意味はないものと考えます。

【弊社意見】

- ・ 事業者割引料金は、営業費用の有無というコスト構造の差に着目した料金設定であり、利用者料金における価格競争とは直接関係が無いものと考えます。

(2) 加入者回線における事業者向け割引料金

【NTT地域会社殿意見 (P. 4)】

- 接続を伴わない電話・ISDNの加入者回線については、現状では、お客様対応上、付加機能契約等と加入者回線（電話番号等）は一元的に管理する必要があること、電話がライフラインとしての位置付けであること、及びユニバーサルサービスを維持していく必要があることなどを考慮すると、当社においてお客様からの問い合わせ対応を実施せざるを得ない状況であります。これにより、少なくとも接続を伴わない電話・ISDNの基本料を他社が再販売することとなっても、設備コストのほかに当該回線の提供にあたって実際に発生する問い合わせ対応等に関わる費用が発生することとなります。従って、接続事業者が全てお客様対応を行うことを前提とした帯域透過端末伝送機能の接続料のほか、お客様対応の費用についても必要になると考えております。

【弊社意見】

- ・ お客様対応の費用については、他社が再販売を行うにあたっての必要性の有無によって決まるものであり、そのコスト内容を明確にした上で、必要なものについてのみ設定すべきと考えます。

(3) 早期に導入されるべき事業者向け割引料金

【NTT地域会社殿意見 (P . 5)】

- 中継事業者はG C 接続や直収サービスを利用し、ダイヤルアクセス手段を選択できる状況下で、現に通信料金を含めた準定額インターネットアクセスサービスを提供しております。また、二種事業者のI S Pにおいても、他社の着信課金サービスなどを用いて、ダイヤル通話料を含む準定額インターネットアクセスサービスを提供しております。
- 基本的にはサービス全体でユーザ料金が接続料金を下回ることがなければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよいものであると認識しており、NTT東西のみがI S Pに対して事業者向け割引料金の導入を義務付けられることは、ボトルネック設備に対する規制の範囲を逸脱した過剰な規制と言わざるを得ません。本来、NTT東西が経営的な観点から導入の是非を判断すべきものであると考えます。

【イーアクセス殿意見 (P . 5)】

- 答申案では「利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではない」と書かれていますが、仮に利用者料金が接続料の水準を上回っていたとしても、競争事業者が最低限必要な営業コストをとて捻出できない水準でしか上回っていないとすれば、新規参入を阻害し、結果的に独占を維持することとなります。従いまして、事業者からの申し出があれば、利用者料金が接続料金と適正な営業費用に基づいて算定されているかどうかをチェックするようなインピテーションルールの検討を強く要望いたします。

【弊社意見】

- ・ イーアクセス殿意見に賛同いたします。現状のNTT東西地域会社殿のサービスには、利用者料金が接続料の水準をわずかにしか上回っていないものもあり、事実上同様のサービスを競争事業者が提供できない状況となっております。弊社意見書でも述べたように英国のスタックテストや米国のインピテーションルールのような方法により、利用者向け料金と、ネットワークコスト(接続料)及び小売コストとの関係を明確にすべきと考えます。
- ・ また、弊社意見書にて述べたように、NTT東日本・西日本の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売コストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しており、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。

(4) 事業者向け割引料金の原価対象費用の範囲

公衆網の事業者向け割引料金における対象費用

【NTT地域会社殿意見 (P . 8)】

- 公衆網(電話、I S D N、データ伝送サービス)についても、企業ユーザに対しては、法人営業部門がシステム提案や契約申し込み受付け等の営業活動を行っております。仮に公衆網に事業者向け割引料金を導入することとなった場合には、法人営業部門の費用は割引率を設定する際に考慮する必要があります。

【弊社意見】

- ・ 法人営業部門の費用については、事業者に対するシステム提案や契約申し込み受付けの有無によって決定されるべきであり、企業ユーザへの対応とは異なるものと考えます。

【NTT地域会社殿意見（P.9）】

- 電気通信事業法の改正案によれば、卸電気通信役務の料金については、認可制ではなく届け出制となると認識しており、事前にその提供料金に対して規制を設けることは法律の定めを超えるものであり、問題があると考えます。

【弊社意見】

- ・NTT東西地域会社殿がボトルネック設備を有する事業者であり、卸電気通信役務においても利用事業者に対して立場上優位であると考えられることから、他事業者とは異なる規制のスキームが必要であると考えます。

第 章 機能の更なる細分化

3 考え方

その他局外任意区間における細分化

【NTT地域会社殿意見（P.13）】

○サブループについては、技術的及び運用的な課題が多く、接続を要望される事業者の具体的な要望を明確にして頂いた上で検討を進める考えであります。
--

【弊社意見】

- ・ 早急に検討を進めていただくよう要望いたします。

第 章 接続関連費用の負担の考え方

3 考え方

(2)「基本的な接続機能」の判断基準

【NTT地域会社殿意見（P.15）】

- 従来より推進されてきた「ネットワークのアンバンドル」は、各事業者が真に必要なもののみを利用すると共に、その利用の程度に応じて負担するという「負担の公平性」を確保することが前提であったものと考えます。
- 「基本的な接続機能」と位置付けられるものであっても、その利用形態は各事業者毎に区々であり、全ての事業者が同様に全ての基本的な接続機能を利用するものではありません。したがって、その提供条件を包括（バンドル）して規定すると、個々の事業者にとっては不要な利用しない機能やそのコスト負担を余儀無くされるおそれがあり、そのような不利益を回避できるようにすることが極めて重要であると考えます。
- NTT東西としても自社で利用しないものまでのコスト負担を迫られることとなれば、当該コストの回収手段がなく、経営に不当な影響を与えるものであることを申し上げます。

【DDIポケット殿意見（P.2）】

基本的な接続機能のコストが広く網使用料で回収されることを前提とすれば、「多くの接続事業者にとって共通的に必要」とは、個別設備に直接接続する事業者数が問題になるのではなく、その個別設備（と直接接続する事業者）を介していろいろな事業者間の相互接続が実現し、電気通信サービス利用者全体の利益につながるかどうかが重要であると考えます。

実際に、DSM-IやTCMは移動系事業者では直接利用しない機能ですが、当該機能を用いた事業者との接続においても間接的には利用しているとの考え方に立てば、基本的な接続機能と位置付けられることは適当と考えております。

そのため、答申案に記載された「多くの接続事業者」は、単に当該機能を直接利用する事業者だけに限定されるものではなく、間接的に当該機能を利用することになる全ての事業者を含んでいることを明確にしていただきたく考えます。

【弊社意見】

- ・「基本的な接続機能」については、NTT東西地域会社殿と接続事業者との情報の非対称性によって接続事業者が本来不要である設備のコスト負担を余儀無くされるといった不利益を回避する観点からの検討が必要と考えます。
- ・基本的にはDDIポケット殿の意見にあるように、電気通信サービス利用者全体の利益につながるという観点から、単に当該機能を直接利用する事業者に限定されるものではなく、将来的に当該機能を利用することが可能である全ての事業者を含んでいると考えるのが適当であり、接続事業者の接続形態により、当該機能を直接利用することが不可能なものについてのみ個別負担とすべきと考えます。

(4) 個別負担の接続料における算定方法の見直し

【NTT地域会社殿意見 (P . 1 9)】

- 規制上認められている設備投資リターン（報酬等）そのものが英米よりも大幅に低く設定されており、また、自己資本利益率は当該設備投資を行った際に期待されるリターンを規定するものであり、同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題であると考えます。
- なお、昨今の通信事業者情勢を鑑みると、ポケットベルでの貸倒損失の発生のほか、DSLでも未回収リスクが発生しており、網使用料、網改造料にとも未回収リスクが発生していることから、現在は接続費用から除いている貸倒損失及び貸倒引当金繰入額については、接続費用に含めるべきであると考えます。

【弊社意見】

- ・現在定められている相互接続料金の報酬率は、日本の株式市場での期待報酬率に基づいて算定されており、そもそもの期待報酬率が英米に比べ小さいことから低く設定されております。期待報酬はリスクの大小によって設定されるべきであり、リスクの異なる網使用料と網改造料とで差をつけることは適当であると考えます。
- ・NTT地域会社殿が指摘されている例は非常に稀なケースであり、トラヒック動向という不確定要素が大きい網使用料に比べ、網改造料における未回収リスクは小さいものと考えます。

【NTT地域会社殿意見（P.20）】

○現在中継系事業者の市内参入等をはじめとした他事業者からの接続要望により多大な設備投資を行っているところでありますが、当該設備の構築後他事業者のトラヒック実績が予測値に満たなかった場合、過剰となった設備投資コストについてはLRIC導入により回収できず、現に他事業者のトラヒック実績が予測値に満たない状況が発生していること、更にGC接続からIC接続への切り替え等の要望も顕在化していることから、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定し過剰設備の起因事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。

【弊社意見】

- ・「トラヒック保証」の設定は、新サービスのトラヒックを予測することは非常に困難であることから、特に新規参入事業者にとってのリスクの増大を招くと考えます。特に、「トラヒック保証」の設定は実質的な参入規制へとつながり、このようなボトルネック設備を有する事業者の主導による「民民規制」は、電気通信分野の発展やサービスの多様化、公正な競争を阻害するものと考えます。
- ・「最低利用期間」の設定は、そもそもその理由となっているGC接続からIC接続への切り替えが、中継伝送機能（共用型）とGC接続に用いている中継伝送機能（専用型）との接続料金の差に起因しております。中継伝送機能（専用型）の料金は、長期増分費用方式が適用された中継伝送機能（共用型）のみならず、ヒストリカルベースで接続料算定を行っている交換伝送機能に比べても同品目で2倍近い差があり、そのコスト算定の基となった設備構成等も明確になっておりません。このようにNTT東西地域会社殿の事情によるものについて、接続事業者が「最低利用期間」のようなリスクを負うことは適当でないと考えます。

（例）同一の単位料金区域に終始する場合

	中継伝送機能（専用型）	交換伝送機能
50Mb/s相当	1,191,240 円	872,728 円
150Mb/s相当	2,087,181 円	1,118,644 円

以 上